

# 第 68 回岩手県畜産共進会開催規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この共進会は、第 68 回岩手県畜産共進会（以下「共進会」という。）と称し、本県の家畜改良増殖を促進し、畜産農家相互の研鑽を図ることを目的とする。  
また、共進会において成績優秀な家畜は、農林水産祭参加出品財として推薦する。
- 第 2 条 共進会は、一般社団法人岩手県畜産協会（以下「協会」という。）が主催し、岩手県及び開催趣旨に賛同する者の後援により開催する。
- 第 3 条 共進会の会期、会場及び日程は、下記のとおりとする。  
総合開会式は、令和 6 年 9 月 4 日の黒毛和種の部において、9 時 00 分から開催する。

| 出品家畜 | 黒毛和種               | ホルスタイン種            | 日本短角種              | 馬           | 肉牛          |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 日程   | 9 月 4 日(水)         | 9 月 5 日(木)         | 9 月 6 日(金)         | 9 月 10 日(火) | 11 月 9 日(土) |
| 会場   | JA 全農いわて<br>中央家畜市場 | JA 全農いわて<br>中央家畜市場 | JA 全農いわて<br>中央家畜市場 | 馬っこパーク・いわて  | (株)いわちく     |

## 第 2 章 出品資格・条件

- 第 4 条 共進会の出品家畜は、別表－1 の区分、資格、条件による。
- 第 5 条 共進会の出品目標及び申込期限  
共進会の出品目標及び出品申込の期限は、別表－2 のとおりとする。ただし、出品状況により変更することがある。
- 第 6 条 出品申込方法  
出品しようとする者は、別紙出品申込書 1 通を、それぞれの出品申込期限内に協会に提出するものとする。  
ただし、肉牛については、全農岩手県本部畜産販売課を経由して協会に提出するものとする。
- 第 7 条 出品者は、搬入の際、登録証明書又はこれに準ずるものを提出し、出品家畜の照合を受けるものとする。
- 第 8 条 出品家畜は、この共進会において主催者が保護するものとするが、不可抗力の損害についてはその責を負わないものとする。
- 第 9 条 出品及び販売に要する経費は、出品者の負担とする。
- 第 10 条 黒毛和種及びホルスタイン種について、担い手育成を目的として、本共進会の出品割当頭数とは別枠で、農業高等学校及び農業大学校からの出品を認めるものとする。  
なお、出品資格、条件、審査及び褒賞については共進会に準ずるものとするが、農林水産大臣賞の授与は行わないものとする。

## 第 3 章 審査及び褒賞

- 第 11 条 出品家畜は、全て審査の対象とし、審査は、各家畜の登録協会が制定する審査基準又は日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格に準拠して行う。
- 第 12 条 審査顧問、審査委員長及び審査委員は、共進会長が委嘱する。
- 第 13 条 審査の結果、別に定める区分により共進会長が褒賞する。
- 第 14 条 出品者は、出品家畜の審査の拒否又はその結果に対する異議の申し立て若しくは褒賞授与の拒否を行うことができないものとする。

## 第 4 章 参観者の心得

- 第 15 条 共進会進行の妨げになる恐れがあると認められた者について、入場を拒否し、又は退場させることができる。

## 第 5 章 経 費

- 第 16 条 共進会の運営費は、主催者が負担する。

## 第 6 章 補 則

- 第 17 条 この規約に定めのない事項については、その都度協議して定める。

別表－1 (区分、資格、条件)

## (1) 黒毛和種の部

| 区別  | 区分     | 月齢        | 生年月日             | 資格・条件   | 出品頭数        |
|-----|--------|-----------|------------------|---|-------------|
| 第1区 | 後継者の部  | 10～14か月未満 | R5.7.5 ～ R5.11.4 | 出品者は農業高等学校及び農業大学校並びに概ね45才以下の後継者とし、自家産であるもの                      | 16頭         |
| 第2区 | 若雌の1   | 14～17か月未満 | R5.4.5 ～ R5.7.4  | 出品者が続けて4か月以上所有し飼育しているもの   | 15頭         |
| 第3区 | 若雌の2   | 17～20か月未満 | R5.1.5 ～ R5.4.4  | 出品者が続けて7か月以上所有し飼育しているもの   | 15頭         |
| 第4区 | 父系若雌牛群 | 14～24か月未満 | R4.9.5 ～ R5.7.4  | 当該和牛改良組合又は育種組合内で生産された父牛が同一の若雌3頭1群                               | 6組<br>(18頭) |
| 第5区 | 繁殖雌牛群  | 2産以上      |                  | 当該和牛改良組合又は育種組合内で生産された2産以上の雌3頭1群で母系を辿り3代以上県内で生産されたもの             | 6組<br>(18頭) |
| 第6区 | 高等登録群  | 14か月以上    | R5.7.4以前         | 当該改良組合で高等登録牛とその娘牛と孫娘牛の3頭1群、又は孫娘牛が6か月未満の場合は、高等登録牛とその娘牛2頭での出品も認める | 6組<br>(18頭) |
|     |        |           |                  |   | 100頭        |

注1 出品牛は岩手県産として、他区と重複しないこと。

注2 第1区の出品者が、不慮の事故にあった場合には、その家族が出品することができる。

注3 第1区～第4区出品牛の産肉能力は父、母、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛であること。ただし、これ以外で本牛が登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

注4 第2区～第4区出品牛の母牛の繁殖能力は、次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。

(1) 高等登録牛であること

(2) 基本または本原登録の場合は、次の条件を満たすもの

①初産月齢は28か月齢以内であること

②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの

注5 第5区出品牛の産肉能力は、父、母、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛であること。

ただし、これ以外で本牛が登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。出品牛は県有種雄牛産子とし、相互の血縁係数が6%以上のもの。

注6 第6区出品牛は直系3代にわたる高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の計3頭をもって1群とする。

又は孫娘牛が6か月未満の場合は高等登録牛とその娘牛2頭の出品も認める。

孫娘牛は登記牛でも登録牛でも差し支えない。

娘牛及び孫娘牛の産肉能力については、父、母、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛であること。

ただし、これ以外で本牛が登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。

出品牛に2産以上の産歴がある場合、繁殖能力は次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。

(1) 高等登録牛であること

(2) 基本または本原登録の場合は、次の条件を満たすもの

①初産月齢は28か月齢以内であること

②分娩間隔の育種価または期待育種価が県平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの

初産のみの場合は、初産月齢が28か月齢以内であること。

(2) ホルスタイン種の部

| 部別   | 区分     | 月齢                             | 生年月日           | 資格・条件           | 出品頭数 |
|------|--------|--------------------------------|----------------|-----------------|------|
| 第1部  | 未経産    | 12～14か月未満                      | R5.7.5～R5.9.4  | 母牛は検定中又は検定済みのもの | 10頭  |
| 第2部  | 未経産    | 14～16か月未満                      | R5.5.5～R5.7.4  | 同上              | 10頭  |
| 第3部  | 未経産    | 16～18か月未満                      | R5.3.5～R5.5.4  | 同上              | 10頭  |
| 第4部  | 未経産    | 18～21か月未満                      | R4.12.5～R5.3.4 | 同上              | 10頭  |
| 第5部  | 未経産    | 21～24か月未満                      | R4.9.5～R4.12.4 | 同上              | 10頭  |
| 第6部  | 経産     | 30か月未満                         | R4.3.5以降生まれ    | 検定中のもの          | 10頭  |
| 第7部  | 経産     | 30～36か月未満                      | R3.9.5～R4.3.4  | 検定中又は検定済みのもの    | 10頭  |
| 第8部  | 経産     | 3歳～4歳未満                        | R2.9.5～R3.9.4  | 同上              | 10頭  |
| 第9部  | 経産     | 4歳～5歳未満                        | R元.9.5～R2.9.4  | 検定済みのもの         | 10頭  |
| 第10部 | 経産     | 5歳以上                           | R元.9.4以前生まれ    | 同上              | 10頭  |
|      | ベストアダー | 泌乳中のもので第6部から第10部までの各部毎に1頭選定する。 |                |                 | 100頭 |

注1 令和6年9月4日を基準日とすること。

注2 出品牛は、岩手県産とし出品者が引き続き6か月以上所有し、飼養していること。ただし、出品牛が貸付牛等の場合で出品者が引き続き6か月以上管理しているものはこの限りではないこと。

注3 登録証明書及び登録申込書の写し並びに検定成績又は検定中であることを証明できる書類を添付すること。

注4 出品牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第9条に規定する所定の耳標を装着していること。

注5 生後21か月以上の未経産牛は、確実に妊娠していること。

### (3) 日本短角種の部

| 部別  | 区分   | 資格・条件                          | 出品頭数        |
|-----|------|--------------------------------|-------------|
| 第1部 | 未経産  | 令和5年生まれのもの                     | 12頭         |
| 第2部 | 初産   | 令和4年生まれの初産のもの                  | 11頭         |
| 第3部 | 経産   | 2産以上のもの                        | 12頭         |
| 第4部 | 牧野牛群 | 同一市町村内の牧野で飼養されている、2産以上の経産牛3頭1組 | 5組<br>(15頭) |
|     |      |                                | 50頭         |

注1 出品牛は岩手県産とし総て登記、登録されており他部と重複しないこと。

注2 出品者は出品牛を引き続き6か月以上飼養または管理したものとする。

注3 第4部出品牛は他部と重複しないこと。

### (4) 馬の部

| 種別               | 類別  | 資格・条件  | 出品頭数 |
|------------------|-----|--|------|
| 農用馬<br>及び<br>乗用馬 | 第1類 | 育成馬、県内産で1歳の未経産馬  | 13頭  |
|                  | 第2類 | 育成馬、県内産で2歳以上の未経産馬  | 7頭   |
|                  | 第3類 | 繁殖馬、経産馬で産地は県内外を問わず、産子は血統登録されていて、出品者が引き続き6か月以上飼養または管理していること | 10頭  |
|                  |     |  | 30頭  |

注1 出品馬は種馬登録されていること。

注2 年齢は、満年齢とする。

注3 伝染性疾病の発生予防のため、主催者が別に示す防疫対策を実施すること。

### (5) 肉牛の部

| 品種 |                | 資格・条件   | 出品頭数 |
|----|----------------|---|------|
| 肉牛 | 黒毛和種<br>(去勢・雌) | 生後34か月未満で、令和4年1月7日以降に生まれたもので去勢にあつては、生体重概ね650kg以上のもの<br>雌にあつては、生体重概ね560kg以上のもの | 50頭  |

注1 屠畜初日（令和6年11月6日）を基準日とする。

注2 出品牛は、最長かつ最終飼養地が岩手県とし登記牛又は血統証明書を有するものとする。

注3 出品牛は枝肉審査終了後、全農岩手県本部が主催するいわて牛いわちく枝肉販売会において販売する。

注4 枝肉における脂肪サンプリングについて

岩手県畜産研究所が牛肉中の脂肪酸組織等を調査するため横隔膜部位及び切開面の一部を極少量サンプル採取する。

注5 光学測定器を用いて測定された、MUFA及びオレイン酸の数値を参考値として、成績に開示する。

なお、あくまで参考値とし、審査の基準とはしない。